

2018年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 消費者機構日本

1. 重要な会計方針
計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日公表、2011年11月20日一部改正）によつてい
ます。
2. 会計方針の変更
貯蔵品管理を開始
2017年度まで、切手及び印紙の代金については購入時にそれぞれ、通信運搬費及び租税公課に計上
していました。しかし、被害回復訴訟に係る業務の開始に伴い、個別訴訟に要した費用を正確に把握
する必要が生じた為、2018年10月度より切手及び印紙については、貯蔵品として管理し、使用時に各
費用に計上することとしました。
3. 事業別損益の状況 添付[資料1]参照 ※経常費用内訳:事業費が管理費を上回っています。
4. 使途等が制約された寄附金等の内訳
今年度は、使途等が制約された寄附金等の受入れはございません。

5. 基本財産の取り扱いについて
基本財産は、団体の社会的信頼確保等のために積み立てておき、原則として支出をしない財産で
す。そのため、定款においても理事会・常任理事会の議決を経なければ、取りくずすことができな
い旨規定しています。そのような性格をふまえ、2015年度までは固定資産として計上してました。
取りくずしの際のルールは変更しませんが、被害回復関係業務を実施するにあたり訴訟費用の立替
が生じるため、臨機に取り崩しの必要性も生じうるとの事情変更から、2016年度決算からは流動資
産として計上するように変更しました。
当法人の正味財産は30,918,190円ですが、そのうち基本財産は10,167,447円です。

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
基本財産	10,166,846	601	0	10,167,447	

6. 特定資産の計上
被害回復関係業務の業務量が増える傾向にあり、一方で差止請求関係業務も一定の業務量を確保
する必要があることから、差止請求関係業務に充てる特定資産を100万円計上することとしまし
た。
7. 借入金の増減内訳
借入先 東京都 借入の目的 被害回復訴訟費用への充当

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	0	450,000	0	450,000

8. 役員及びその近親者との取引の内容
役員及びその近親者、並びに役員が代表を務める法人との取引については、いずれも合計額が
100万円以内であるため記載していません。
なお、各科目ごとの役員等との取引の額は下表のとおりです。

科目	財務諸表に計上された額	内、役員との取引	内、近親者、支配 法人との取引
(活動計算書) 事業費 会議費	5,759,210	1,370,754	0
(活動計算書) 事業費 委託費	1,696,210	197,096	0
活動計算書計	7,455,420	1,567,850	0

9. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
- ・ 事業費と管理費の按分方法
 - (1) 事務人件費・賃借料・印刷費（コピー代）・福利厚生費（年金・健康保険料・通勤交通費代・健康診断料）を事業種別毎に日常的に区分することは不可能なため、別紙の基準で区分した。（添付 [資料2] -1、 [資料2] -2参照）
 - (2) 事業費に区分した後の事務人件費、賃借料、印刷費（コピー代）、福利厚生費（年金・健康保険料、通勤交通費代、健康診断料）の事業ごとの配賦について
業務量に準じて配賦する趣旨から、それぞれの事業ごとの主要な会議の開催時間に応じて配賦した。（添付 [資料2]-3参照）
 - (3) いくつかの事業にまたがる会議に係る費用を各事業毎に区分する基準については、添付 [資料3] 参照。